

# 小千谷市高齢者福祉計画

## 第9期介護保険事業計画

計画期間 令和6年度～令和8年度

計画の基本理念

ふれあい支えあい 高齢者が健やかに  
安心して暮らせる活力あるまち おぢや

### 1 計画策定の趣旨

団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を見据えて、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）を推進する施策を展開してきました。今後、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年までに、介護ニーズの高い85歳以上人口の増加に伴い、介護サービス需要が更に増加し、多様化することが想定される一方、年少人口と生産年齢人口が減少することが見込まれています。

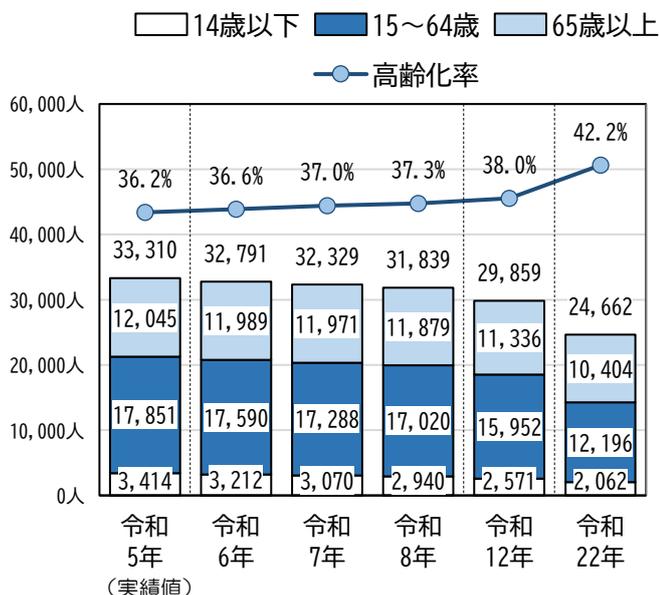
本計画においては、「地域共生社会の実現」を着実に前進させるため、地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、高齢者の多様なニーズに対応するための各種施策を実施します。

### 2 将来推計

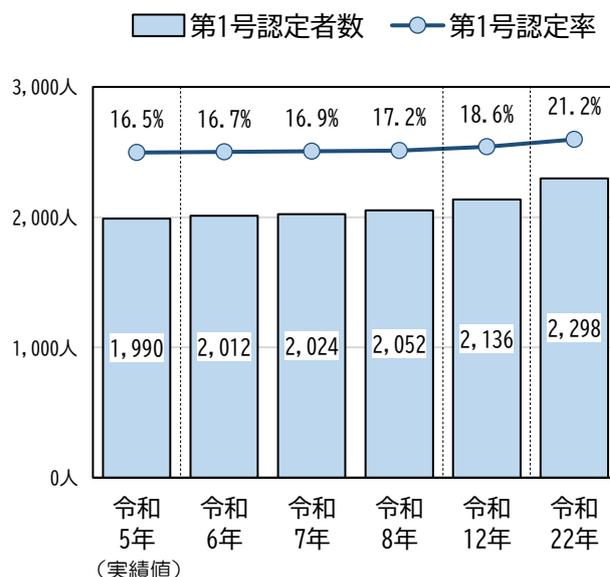
総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合（高齢化率）は令和5年の36.2%から令和8年に37.3%、令和22年には42.2%まで上昇することが見込まれます。

また、第1号被保険者（65歳以上）の認定率も令和5年の16.5%から令和8年に17.2%、令和22年には21.2%まで上昇する結果、今後65歳以上の高齢者人口が減少する中でも要支援・要介護認定者数は増加することが見込まれます。

【人口推計】



【要支援・要介護者認定者数（第1号）の推計】



### 3 基本目標と主な施策・事業

#### 基本目標1 介護予防・重度化防止の推進と社会参加の促進

一般介護予防事業（介護予防把握事業、フレイル予防事業、介護予防相談会、介護予防普及啓発事業、一般介護予防事業評価事業）／生きがい対応型デイサービス事業（デイホーム 10 団体 26 会場）／地域介護予防活動支援事業／地域リハビリテーション活動支援事業／介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス）／老人クラブ活動への支援／敬老会への支援／長寿者に対する祝い／シルバー人材センターへの支援／難聴者補聴器購入費助成事業／生涯学習の推進／体操教室など

#### 基本目標2 共生と予防を両輪とした認知症支援の推進

認知症サポーター養成講座／認知症予防と介護の市民講座／徘徊模擬訓練事業／普及啓発事業／認知症ケアパス（オレンジガイド）の作成と活用／もの忘れ心配相談室／認知症初期集中支援事業／認知症カフェ事業（4か所）／認知症対策推進検討会議（徘徊 SOS ネットワーク会議）／成年後見制度利用支援事業／認知症高齢者見守り隊講座／認知症高齢者見守り隊（笑和会：しょうわかい）活動／認知症見守り事業など

#### 基本目標3 安心を支える在宅生活の支援

除雪援助事業／通院等支援サービス事業（介護タクシー券）／老人医療費助成事業／介護手当の支給／介護用品給付事業／施設福祉事業（養護老人ホーム、地域密着型介護老人福祉施設、ケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅、介護付き有料老人ホーム）／高齢者住宅整備費補助金／住宅改修支援事業／高齢者見守り相談サービス事業／地域との連携強化（民生委員・児童委員との連携、救急搬送時の連携、地域ボランティアや町内会などとの連携）など

#### 基本目標4 地域包括ケアシステムの推進による地域共生社会の実現

地域包括支援センター機能の充実（介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援、地域包括ケア会議の充実）／生活支援コーディネーターの配置と生活支援協議体の設置（地域支え合い活動の推進）／在宅医療・介護連携推進事業（在宅医療介護連携協議会、多職種連携の推進、市民への啓発、在宅医療・介護連携相談支援）／高齢者虐待防止対策の推進など

#### 基本目標5 介護サービスの充実

予防給付におけるサービス  
(要支援1・2の方が利用)

- 介護予防サービス
- 訪問サービス
- 通所サービス（デイサービス）
- 短期入所サービス（ショートステイ）
- その他の介護予防サービス
- 地域密着型介護予防サービス
- 介護予防支援

介護給付におけるサービス  
(要介護1～5の方が利用)

- 居宅サービス
- 訪問サービス
- 通所サービス（デイサービス）
- 短期入所サービス（ショートステイ）
- その他の居宅サービス
- 地域密着型サービス
- 施設サービス
- 居宅介護支援

## 基本目標6 介護人材の確保と介護現場の生産性の向上の推進

介護サービス事業所と連携した取組の実施（介護職の魅力発信に向けた取組、定着と促進に向けた事業、キャリア教育の実施）／県と連携し、外国人を含めた介護人材確保に向けた取組／介護現場の生産性の向上

## 基本目標7 災害や感染症対策に対応した連携の推進

介護サービス事業所などとの連携の推進（関係機関との連携及び必要な物資の整備、支援・応援などの連携の推進、業務継続計画の整備）／災害や感染症に対する備えの周知及び啓発（避難行動要支援者情報の収集と制度の周知、災害や感染症に対する備えの啓発）

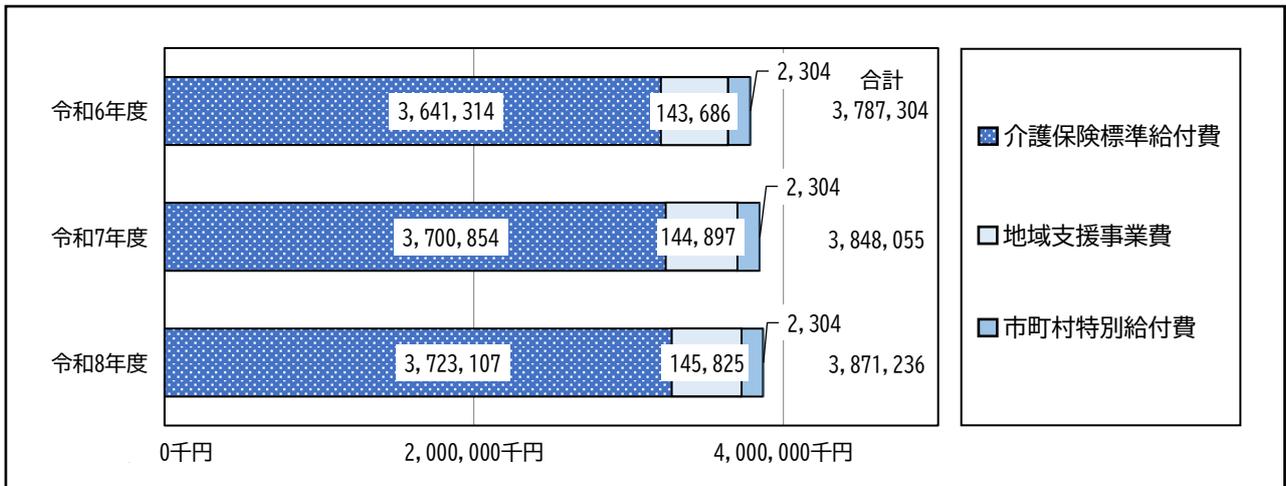


## 4 計画期間中の介護保険事業費の見込みと財源について

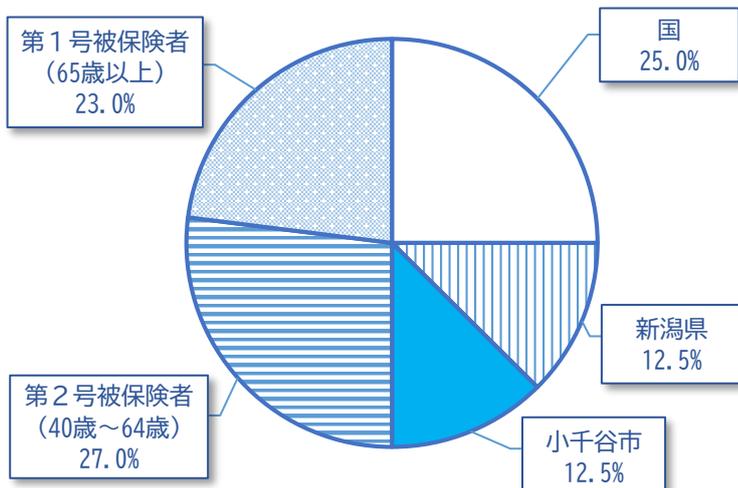
本市の計画期間中（令和6年度から令和8年度）の介護保険事業費の見込みは、令和6年度の37億8,730万4千円から年々増加し、計画の最終年度である令和8年度では38億7,123万6千円となる見込みです。

■介護保険事業費の見込み【第9期介護保険事業計画】

単位：千円



■介護保険標準給付費の財源構成



介護保険標準給付費の財源構成は、公費負担が50%（国庫20%、調整交付金5%、県12.5%、市12.5%）と保険料負担が50%（第1号被保険者23%、第2号被保険者27%）です。

※介護サービスを利用した場合、原則として利用料の1割、2割または3割の金額を自己負担いただいています。自己負担以外の利用料は、介護保険から支払われており、この介護保険から支払われている費用のことを介護保険標準給付費と言います。

## 5 計画期間中の第1号被保険者介護保険料

所得段階	対象者		負担割合	年額 保険料(円)	月額 保険料(円)
第1段階	本人が市民税非課税世帯	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の方	基準額 ×0.455 (×0.285)	30,000 (18,800)	2,500 (1,566)
第2段階		課税年金収入額＋合計所得金額が80万円を超えて120万円以下の方	基準額 ×0.685 (×0.485)	45,200 (32,000)	3,766 (2,666)
第3段階		課税年金収入額＋合計所得金額が120万円を超える方	基準額 ×0.690 (×0.685)	45,500 (45,200)	3,791 (3,766)
第4段階	本人が市民税課税世帯	課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の方	基準額 ×0.90	59,400	4,950
第5段階		課税年金収入額＋合計所得金額が80万円を超える方	基準額 ×1.00	66,000	5,500
第6段階	本人が市民税課税	合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.20	79,200	6,600
第7段階		合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.30	85,800	7,150
第8段階		合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.50	99,000	8,250
第9段階		合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 ×1.70	112,200	9,350
第10段階		合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 ×1.90	125,400	10,450
第11段階		合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 ×2.10	138,600	11,550
第12段階		合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 ×2.30	151,800	12,650
第13段階		合計所得金額が720万円以上の方	基準額 ×2.40	158,400	13,200

※第5段階の保険料が基準額となります。第1段階から第3段階までの保険料は公費により（ ）内の金額に軽減されています。

## 6 高齢者福祉・介護保険に関する相談・お問合せ先（小千谷市役所内）

○高齢者や家族に関する相談 総合的な相談・支援・認知症、高齢者虐待に関する相談ほか	地域包括支援センター	電話 83-0807（直通）
○高齢者福祉サービス 介護保険サービス以外に関することほか	福祉課 高齢福祉係	電話 83-3517（直通）
○介護保険全般 介護保険制度、要介護認定の申請に関することほか	福祉課 介護保険係	電話 83-3517（直通）
○介護保険料 介護保険料の計算方法、納付に関すること	税務課 市民税係	電話 83-3508（直通）



発行 令和6年3月  
編集 小千谷市 福祉課

〒947-8501 新潟県小千谷市城内2丁目7番5号  
Tel 0258-83-3517 Fax 0258-83-4160  
URL <https://www.city.ojiya.niigata.jp/>